

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成三十年十月一日から十二月三十一日までとする。

平成三十一年二月二十日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
一件
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 一件、その他 六件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
六億九千五百二十三万二千元
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
三千七百二十五万円

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 福島県会津地方の食品製造業者（震災により施設が一部損壊）
- 二 青森県沿岸部の鉄筋業者（地震により設備が損壊）
- 三 宮城県沿岸部の漁業者（津波により在庫・機械・車両が流出、風評被害により売上減少）
- 四 福島県中通りの建設業者（震災により本社建物の一部損壊、工事中止による売上減少）
- 五 千葉県の飲食業者（津波により店舗の一部が全壊、一時休業を余儀なくされた）
- 六 福島県中通りの宿泊業者（震災により本館の設備が被災、風評被害により売上が減少）
- 七 茨城県沿岸部の医療福祉事業者（震災により施設及び設備が損壊）
- 八 福島県浜通りの建設関連業者（震災により事務所の一部が損壊、原発事故の避難地域となった取引先からの受注を失い売上減少）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

三億九千九百九十七万八千円